

森林整備工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格運用細則

競争入札に参加する者に必要な資格（昭和39年4月1日告示第220号。以下「告示」という。）第6 森林整備工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格について、次のとおり運用細則を定める。

第1 競争入札参加資格者について

告示第6第1項第2号に定める知事が認めるものは、次に掲げるものとする。

- 1 静岡県森の力再生基金条例（平成18年静岡県条例第19号）第2条に規定する知事が定めるものとして実施される事業（以下「森の力再生事業」という。）の施工実績があり、次の各号のすべてに該当するもの。
 - (1) 連続する2以上の年度において、森の力再生事業の施工実績（人工林再生整備事業に限る。以下同じ。）があり、少なくとも1年度は10ヘクタール以上の施工実績があること。
 - (2) 施工実績は、申請日の属する年度から起算して15か年度以内に行われたものであること。
 - (3) 通年雇用労働者が、現状で3人以上確保されていること。
- 2 静岡県が発注する森林整備工事の施工実績があり、次の各号のすべてに該当するもの。
 - (1) 施工実績は、申請日の属する年度から起算して15年か度以内に行われたものであること。
 - (2) 通年雇用労働者が、現状で3人以上確保されていること。

第2 添付書類について

告示第6第5項第1号に定める認定事業体に準ずる能力を有することを証する書類は、次の各項に掲げる施工実績に応じ、当該各号のいずれかの書類とする。

- 1 森の力再生事業の施工実績を証する書類
 - (1) 森の力再生事業実績報告書の写し
 - (2) 森の力再生事業整備実績書の鏡の写し
 - (3) 森の力再生事業整備実績総括表の写し
 - (4) 補助金交付確定通知書の写し
- 2 森林整備工事の施工実績を証する書類
 - (1) 森林整備工事の請負契約書の写し
 - (2) 森林整備工事の工事検査結果通知書の写し

附 則

この運用細則は、平成22年3月19日から施行する。

附 則

この運用細則は、令和7年3月14日から施行する。

附 則

この運用細則は、令和7年4月30日から施行する。